

平成 30 年 4 月 1 日より

紹介状を持参されずに当院を受診(初診)された場合や、
当院での治療終了後も引き続き受診を希望される場合、
自費負担額が変更・新設されます。

他の医療機関からの紹介状を持参されずに当院を受診された初診の方には、診療費の他に 2,160 円をご負担頂いておりましたが、平成 30 年 4 月 1 日より、400 床以上の医療機関は一定額以上の自費をご負担頂くことが義務化されるため、金額を変更させていただく予定です。

また、当院受診中の方で、病状が安定し、医師により他の医療機関に対し紹介を行う旨の申し出を行ったにも関わらず引き続き当院を受診された場合にも診療費の他に一定額をご負担いただくこととなります。

なお、ご負担いただく金額につきましては決まり次第お知らせいたします。

この料金改定・新設は地域の医療機関との連携を図る主旨で厚生労働省が定めたものですので、ご理解をお願いいたします。

【厚生労働省の定める最低金額（消費税込）】

	初診加算	再診加算
医 科	5,000 円	2,500 円
歯 科	3,000 円	1,500 円



平成 30 年 3 月

神戸市立西神戸医療センター